

平成二十一年一月三十日受領
答 弁 第 三 九 号

内閣衆質一七一第三九号

平成二十一年一月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による更なる国際機関への拠出金放置が明らかになった件に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による更なる国際機関への拠出金放置が明らかになった件に関する
質問に対する答弁書

一及び七について

平成十九年度決算検査報告において指摘のあった「残余金」のうち、国際連合事務局に働きかけた結果として、同報告の際には同事務局が算定中であった残余金額が確定したことなどから、現時点において確定している「残余金」の総額が約八億千六百万円となったものである。同じ「残余金」の総額の変更であるため、先の答弁書（平成二十年十二月二日内閣衆質一七〇第二六三号）の三についてで答えした処分についての考えに変更はない。

二について

国際機関への拠出金について、活動停止等の情報を的確に把握し、拠出残余金が生じる場合には速やかに通知するよう求めているところである。

三について

外務省において、「残余金」の返還手続を統一的行う体制がなく、拠出金ごとに複数の部署が関与し

ていた。

四について

閉鎖状態になっている信託基金を把握して早期に抛出残余金の返還受入れなどを進めることの必要性が十分認識されていなかったことが主たる原因である。

五及び六について

お尋ねの「事務当局」とは、藪中三十二外務事務次官及び河相周夫外務省大臣官房長であり、両名に対し中曾根弘文外務大臣より注意喚起を行った。